

開発行為における緑化の考え方・計算手順について

この用紙は、高槻市民間施設緑化指針（以下「指針」という）に基づき、開発行為における緑化の考え方と計算手順をまとめたものです。実際の緑化計画の策定にあたっては、必ず指針を確認してください。

1 基本（必要）緑化面積の算出

(1) 基本（必要）緑化面積は、次の式によって算出します。

$$\text{基本緑化面積} = \text{敷地面積} \times (1 - \text{指定建ぺい率}) \times \text{基本緑化率}$$

- ・敷地面積…建築確認敷地の面積
- ・指定建ぺい率…用途地域ごとの指定建ぺい率をそのまま使用（緩和措置等なし）
- ・基本緑化率…予定建築物の用途区分ごと・敷地面積ごとに設定（指針別表1参照）

ただし、別表1中の「その他の施設」に該当する場合は、次の式によって算出します

$$\text{基本緑化面積} = \text{敷地面積} \times \text{基本緑化率}$$

(2) 指針別表1中の区分に関わらず、「商業地域・近隣商業地域」における基本緑化率は25%以上とします。そのため、同地域における基本緑化面積は、

$$\begin{aligned} \text{基本緑化面積} &= \text{敷地面積} \times (1 - 0.8) \times 25\% \\ &= \text{敷地面積} \times 5\% \quad \text{となります。} \end{aligned}$$

(3) 基本緑化面積は小数第3位まで計算し、小数第3位の数を繰り上げた数とします。

例：501.122→501.13 m²、501.1206→501.12 m²

2 緑化計画の策定

1の基本緑化面積を上回るように、指針別表3の緑化施設を配置してください。

なお、計画緑化面積に計上できるのは、別表3の施設種別ごとに、緑化施設面積に算入割合を乗じた面積とします。（各緑化施設の要件等詳細は別表3参照）

※ 本市では緑化について「地上部での確保」「樹木緑化」を原則としています。

「地上部における緑化面積」「樹木による緑化面積」それぞれが基本緑化面積の2/3を上回るよう計画を立ててください。

3 計画植栽本数の算出

2で設定した樹木による計画植栽面積について、100㎡につき高木10本、中木15本、低木30本の割合でそれぞれ樹木を配置します。

※ 必要緑化面積ではなく、樹木による計画植栽面積に基づき算出してください。（この計算に、芝生等の樹木でない緑化は含めません。）

- (1) 植栽必要本数の算出にあたり、端数は切り上げます。例：2.17本→3本
- (2) 植栽時点の樹高 高木：3m以上、中木：同3～1.5m、低木：同1.5m未満
- (3) 樹木の置き換え

算出した必要植栽本数について、その半数を超えない範囲で、次の表により換算ができるものとします。

換算基準	高木1本⇔中木2本 高木1本⇔低木20本 中木1本⇔低木10本
------	---

例①：高木15本が必要な場合、高木7本⇔低木140本への置き換えは可ですが、高木10本⇔低木200本への置き換えは不可です。

例②：樹木の植栽本数基準の計算例

高木：72.0㎡×10本/100㎡=7.2本≒8本 →（うち4本を低木80本へ換算）
→4本

中木：72.0㎡×15本/100㎡=10.8本≒11本 →（うち5本を低木50本へ換算）
→6本

低木：72.0㎡×30本/100㎡=21.6本≒22本 →（換算分130本を追加） →
152本

4 緑化計画図・緑化求積図の作成

1～3までで算出・計画した緑化計画に基づき、緑化計画図・緑化求積図を作成してください。

緑化計画図中には、凡例を付して樹木の植栽計画を図示してください。（低木については、植栽する区域と植栽密度の記載をもって植栽計画としても差し支えありません。）

令和8年4月
高槻市 農林緑政課